

平成 27 年度

# 障害者雇用職場改善好事例

## 改善事例募集

募集期間

平成 27 年 4 月 1 日 (水) ~ 6 月 1 日 (月) 必着

募集テーマ 「就職困難性の高い障害者の職場改善好事例」

### 目的

企業の障害者雇用及び職場定着を進めるため、雇用管理や職場環境の整備などを改善・工夫し、働きやすい職場にするために様々な取組を行った事例を全国の事業主の皆様から募集し、優秀事例を表彰します。

### 応募資格

- (1) 障害者手帳等により障害者であることが確認できる精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者を雇用している企業または事業所
- (2) 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上または社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと
- (3) 応募事業所において障害者雇用に関する支援・コンサルティングを主たる営業品目としていないこと、かつ自企業グループ内に障害者雇用に関する支援・コンサルティングを主たる営業品目とする企業がないこと

### 賞

- ◆ 最優秀賞 厚生労働大臣賞 1 編
- ◆ 優秀賞 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞 若干編
- ◆ 奨励賞 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞 若干編

### 募集事例

精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者の新規雇用、職場定着に取り組んだ、次に掲げる職場改善好事例を募集します。

- (1) 採用時において適材適所に向けて取り組んだ事例
- (2) 作業内容の改善や職務内容の再構築、新たな職域の拡大、または既存の業務に適應できるよう様々な対応をする等により職場定着を図った事例
- (3) 各人の特性に配慮した雇用管理または社内体制整備に取り組んだ事例

※本募集の対象となる障害者についてなど、詳しくは応募要項をご確認ください。

**主催** 独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構

**後援** 厚生労働省

ぜひご応募ください!

### 応募方法

応募要項をご確認の上、指定の応募用紙に改善内容を記入し、郵送または電子メールにてご応募ください。応募用紙などは、ホームページからダウンロードできます。詳しくはこちらから。

<http://www.jeed.or.jp/>



※平成 16 年度以降の最優秀賞事例をホームページでご覧いただけます。

職場改善好事例

### 応募先・お問い合わせ先

〒261-0014  
千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-3  
障害者職業総合センター内



独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
雇用開発推進部雇用開発課

TEL 043-297-9515 FAX 043-297-9547



[manual@jeed.or.jp](mailto:manual@jeed.or.jp)

# 平成27年度障害者雇用職場改善好事例

## 応募要項

### 応募先・お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用開発推進部 雇用開発課

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3 障害者職業総合センター

TEL 043-297-9515 FAX 043-297-9547

メールアドレス [manual@jeed.or.jp](mailto:manual@jeed.or.jp)

ホームページ <http://www.jeed.or.jp/>

# 平成27年度障害者雇用職場改善好事例応募要項

## 1 趣旨

障害者雇用において雇用管理、雇用環境等を改善・工夫し、様々な取組を行っている事業所の中から、他の事業所のモデルとなる好事例を募集し、これを広く一般に周知することにより、事業所における障害者の雇用促進と職域の拡大及び職場定着の促進を図るとともに、障害者雇用に関する理解の向上に資することを目的とします。

## 2 募集テーマ

平成26年度障害者雇用状況の集計結果によると、民間企業における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新し、特に精神障害者雇用の伸び率は大きく、前年より24.7%の増加となりました。

その一方、平成25年度障害者雇用実態調査によると、事業主は、障害者雇用に当たり「職務創出」「採用時における適性、能力の把握」等を課題として考えており、採用した障害者の適材適所に向けた取組が求められているところです。

また、平成26年に当機構が報告した調査研究によると、ハローワーク等における就職困難性の高い障害者として、特に精神障害者(発達障害者、高次脳機能障害者を含む)、難治性疾患患者(以下「難病患者」)が急速に増加していること、疾病管理と職業生活の支援に係る整備が必要なが明らかになっており、就労に向けたノウハウの蓄積が求められています。

このように、障害者雇用数を増加させることだけでなく、職務創出、適性等の把握など職場定着につながる問題に対応していくことが、企業にとって避けて通ることのできない課題になっているといえます。

そこで、平成27年度においては、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者の新規雇用、職場定着に取り組んだ、以下に掲げる職場改善好事例を募集します。

### (1) 採用時において適材適所に向けて取り組んだ事例

- ① 採用の段階で本人を理解するために、面接の方法などの工夫・改善に取り組んだ事例
- ② 採用時に支援機関と連携し、本人の雇用に向けた情報収集や制度活用などの工夫・改善を行い、職務への配置や職場の環境整備などにおいて参考とした事例

### (2) 作業内容の改善や職務内容の再構築、新たな職域の拡大、または既存の業務に適応できるよう様々な対応をする等により職場定着を図った事例

- ① 諸事情により職務創出が難しく、既存の職務の中で職場定着を図るため、社内での取組、支援機関を交えた相談、配置転換をするなど工夫して取り組んだ事例
- ② 各人の職業適性や能力の把握において工夫し、それに応じた職務を創出したり、職務の再構築などを図った事例
- ③ ジョブコーチや支援機関を活用し、相談・支援を重ねて新たな職域の拡大などを図った事例

### (3) 各人の特性に配慮した雇用管理または社内体制整備に取り組んだ事例

- ① 疾病管理と職務遂行の両立に向けて、雇用管理上の工夫や社内体制の整備に取り組んだ事例

- ② 支援機関と役割分担し、連携をしながら、各人の特性を配慮した雇用管理に取り組んだ事例
- ③ 従業員として自律して職務に従事できるように、スキルアップやキャリアアップのための取組、研修の実施などに取り組んだ事例

### 3 主催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

### 4 後援

厚生労働省

### 5 応募締切日

平成27年6月1日（月）（必着）

### 6 応募資格

- (1) 障害者手帳<sup>※1</sup>、その他「診断書」等により障害者であることが確認できる精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者を雇用している企業又は事業所<sup>※2</sup>。
- (2) 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。
- (3) 応募事業所において障害者雇用に関する支援・コンサルティングを主たる営業品目としていないこと、かつ自企業グループ内に障害者雇用に関する支援・コンサルティングを主たる営業品目とする企業がないこと。

※1 障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をいいます。

※2 本募集の対象となるのは、上記※1の障害者手帳所持者のほか、以下のとおりです。

精神障害者：統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんにかかっている者

発達障害者：発達障害者支援法第2条に規定する者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害）

高次脳機能障害者：医療機関において高次脳機能障害と診断された者（脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されており、主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が主要症状の者）

難病患者：原因が不明であって、治療方法が確立していない、希少な難治性疾患のため、長期にわたり職業生活に制限を受ける者

### 7 応募方法

- (1) 指定の応募用紙を使用し、応募用紙のみで改善の内容が簡潔にわかるようにご記入ください。また、応募用紙の各項目は変更しないでください。なお、参考資料として、図、イラスト、写

真等をつけても構いません（添付資料はA4サイズにおさめてください）。ただし、学会や研究発表会等で使用した論文、著作本、大量の基礎データを参考資料として用いることはご遠慮ください。

- (2) 応募する事例については、上記2の募集テーマ（1）～（3）の全部又は一部に該当するものとしてします。
- (3) 応募用紙は、表紙に記載している「応募先・お問い合わせ先」のほか、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク、地域障害者職業センター、高齢・障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター等で配布します。  
また、当機構のホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)からダウンロードした用紙も使用できます。
- (4) 応募用紙は、表紙に記載している「応募先・お問い合わせ先」に郵送または電子メールにて提出してください。
- (5) 前年度に入賞した事業所の応募につきましては、前年度と同様の改善事例又は改善内容の一部を変更した事例による応募は原則認めないこととし、新たな改善事例のみ受け付けることとします。

## 8 賞

優秀な事例には、最優秀賞（厚生労働大臣賞）、優秀賞（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞）、奨励賞（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞）を贈ります。

なお、優秀賞と奨励賞については、部門（一般部門、特例子会社部門）を設け、部門ごとに賞を贈ります。

## 9 審査

当機構に審査員会を設置し、審査します。なお、審査において同程度の評価を受けた応募事例があった場合は、過去に受賞歴のない事業所を優先的に選定します。

## 10 表彰

上記の最優秀賞、優秀賞の入賞事業所の表彰式は、平成27年9月に東京で開催する予定です。

## 11 その他

- (1) 応募の際、事例の対象となる障害者の承諾を得てください。また、障害者の名前の表記については、イニシャルを用いるなど匿名にしてください。
- (2) 応募書類は、返却しません。
- (3) 応募した文書の著作権及びこれに付随する一切の権利は、当機構に帰属するものとしてします。
- (4) 応募に際して得られた個人情報、当機構が管理し、本募集の実施運営にかかわる作業と障害者雇用の普及・啓発に関する資料送付のみを目的として使用します。
- (5) 応募事例のうち、入賞事例については取材を行い、具体的な事例の内容を取りまとめ、当機構ホームページに掲載します。また、入賞事例をすべて掲載する入賞事例集の作成もしくは入賞事例のうち数事例を対象とした動画制作のいずれかを行うこととしています。